

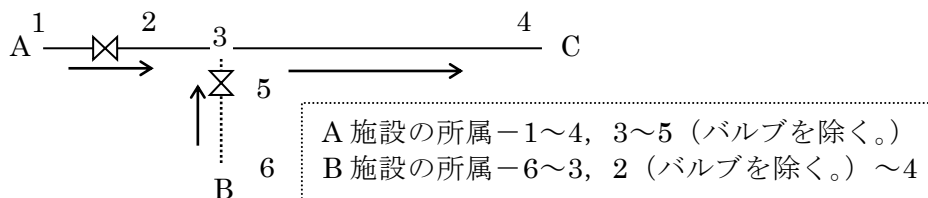
製造所等の危険物配管に係る規制要領

2以上の製造所等の相互間又は、製造所等と他の施設が配管で連結されている場合の危険物配管の附属範囲は、次によるものとする。

1 原則

- (1) 連絡配管は送り出し側の施設に所属させることを基本とする。
- (2) 複数の施設が共用する配管については、単独の施設に所属させるための区分け規制はしないものとし、すべての共用施設に所属させること。
- (3) 合流配管であって、当該合流配管が他施設に所属する場合は、分岐後の第一バルブまでを当該施設の所属とする。

(例)



2 施設の種別ごとの区分の方法（移送取扱所を除く。）

送り出し側の施設に所属する配管の範囲は、受け入れ側の施設の種別ごとに、次に掲げるところによること。

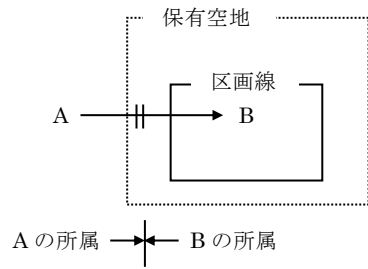
(1) 製造所、一般取扱所、屋内タンク貯蔵所、給油取扱所

ア 受け入れ側の施設の保有空地へ入った直後のバルブ又はフランジ（以下「第一バルブ等」という。）手前まで。

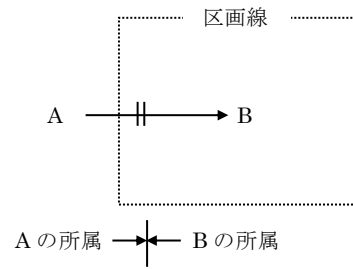
イ 受け入れ側の施設が保有空地を要しない場合は、区画内の第一バルブ等の手前まで、ただし、当該配管が区画線において壁体等を貫通する場合は、貫通部外面までとする。

ウ 埋設配管であって、当該配管が受け入れ施設の保有空地線（保有空地を要しない施設にあっては区画線。以下「保有空地線等」という。）を埋設状態で通過する場合は、当該保有空地線等までとする。

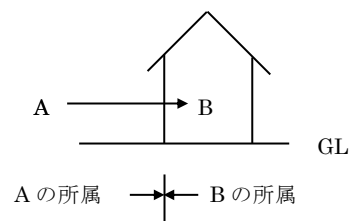
(例) アの例



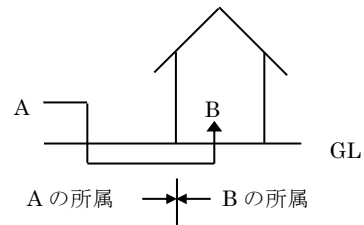
イの例



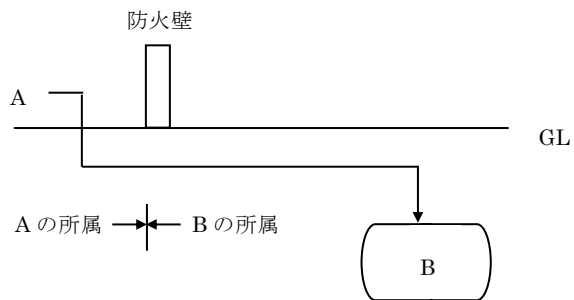
イの例 (壁体等を貫通する場合)



ウの例



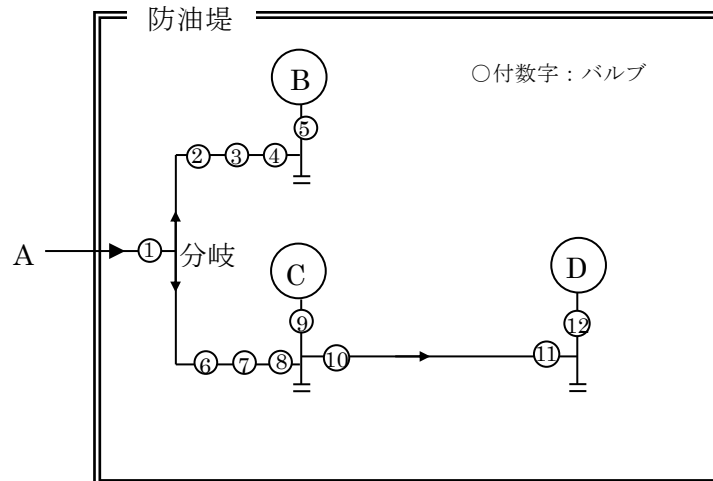
ウの例



(2) 屋外タンク貯蔵所

原則として、タンクの前バルブ手前までとする。

なお、受け入れ配管が、当該タンク専用の配管である部分にタンク元バルブ以外のバルブを設ける場合（当該タンクの防油堤内に設けるものに限る。）にあつては、当該バルブまでとして差し支えない。



※ 1

分岐からタンク B の配管は専用配管であるため、A の配管範囲は、バルブ②、③、④又は⑤のいずれかのバルブまでとすることができる。

なお、バルブ⑤までとする場合は、⑤バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

※ 2

A からタンク C、タンク D へ送油することを目的に配管が敷設されている場合は、分岐からタンク C への配管（バルブ⑥、⑦及び⑧の部分）は、タンク D への配管との兼用であり、タンク C の専用配管とはみなさない。

また、バルブ⑩の下流は、※ 1 の場合と同様にタンク D の専用配管である。

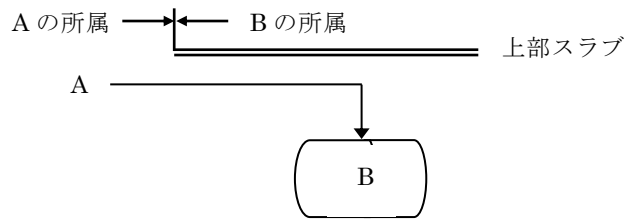
したがって、A の配管範囲は、分岐からバルブ⑨の手前まで及びバルブ⑩（又は、バルブ⑪、バルブ⑫のいずれか、※ 1 の例による。）までとなる。

なお、バルブ⑫までとする場合は、⑫バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

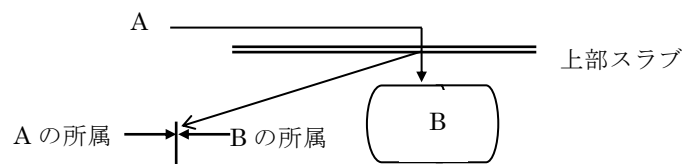
(3) 地下タンク貯蔵所

タンクの前バルブ手前までとする。ただし、地下タンクへの受け入れ配管がタンク上部のスラブ下部に埋設されている場合は、当該スラブの端までとし、スラブを貫通する場合にあつては貫通部外面までとする。

(例) 地下タンクの例 (スラブ下部に埋設する場合)



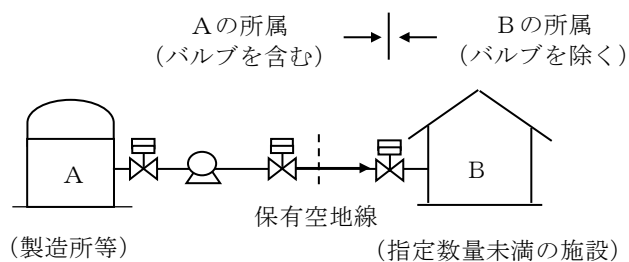
地下タンクの例 (スラブ下部に埋設する場



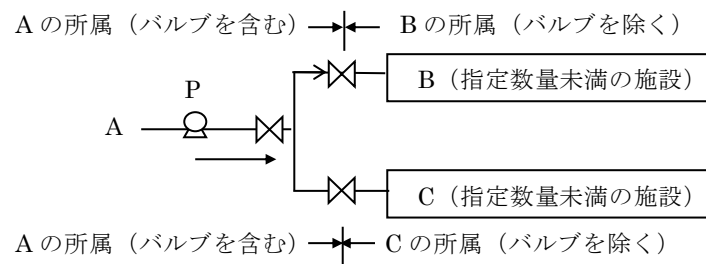
(4) 指定数量未満の施設

製造所等から指定数量未満の施設に危険物を送液する場合は、配管通過量が指定数量未満であることを考慮し、保有空地から外れた直後の第一バルブ等まで (例 1) とする。なお、2 以上の指定数量未満の施設に送液することで、一日に指定数量以上の危険物が通過する配管及びポンプ設備等がある場合については、下記例 2 のとおりとする。

(例 1)



(例 2)

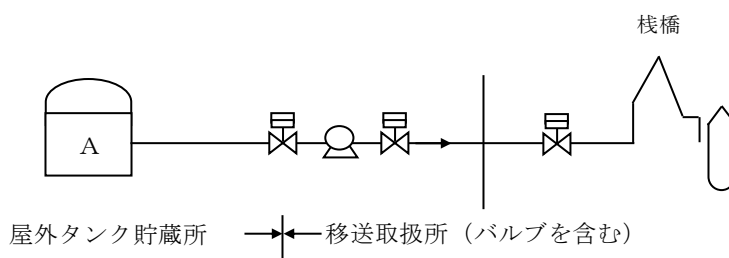


3 移送取扱所の規制範囲

(1) 起点の設定

- ア ポンプ設備を使用して圧送する場合
ポンプ設備の吸込側元バルブからとする。

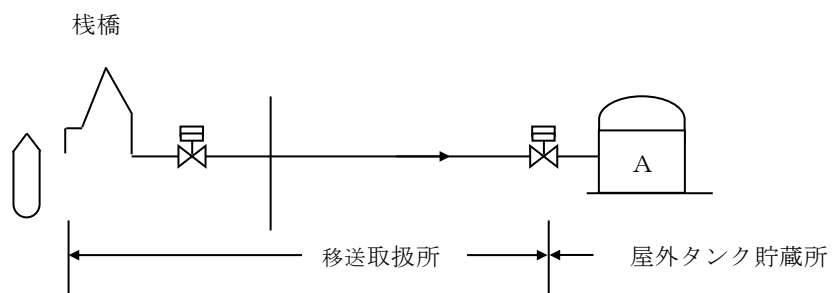
(例)



- イ 船舶から受け入れる場合

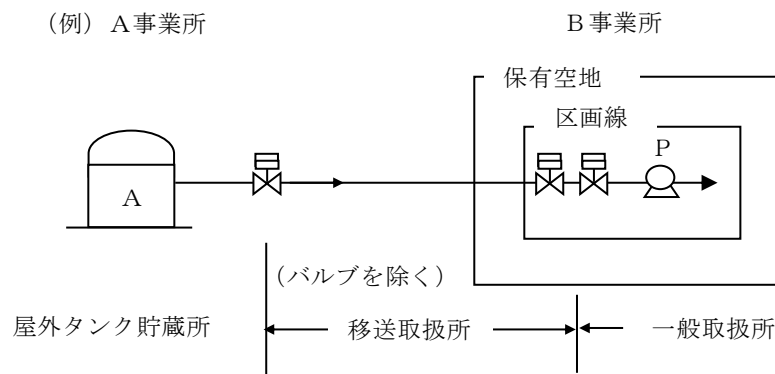
埠頭又は栈橋等に設けられた受け入れノズルの先端からとする。

(例)



注:配管範囲の詳細は上記2(2)の例によること。

ウ 製造所，一般取扱所又は屋外タンク貯蔵所から，移送先のポンプ設備の吸引等により移送する場合製造所，一般取扱所にあつては当該施設の末端バルブ下流からとし，屋外タンク貯蔵所にあつては当該タンクの元バルブ下流からとする。

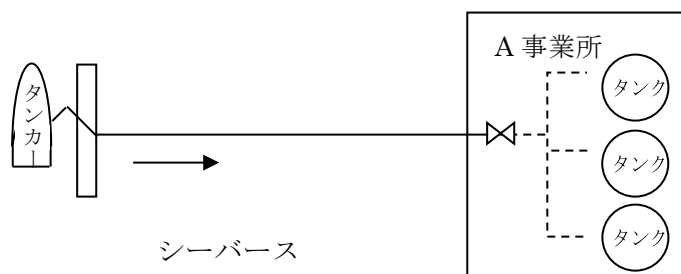


(2) 終点の設定

ア 屋外タンク貯蔵所に受け入れる場合

2(2)によること。

※ 図のように屋外タンク貯蔵所の分岐バルブがある場合には，分岐バルブ(バルブを除く)を終点とすることができる。



イ 船舶に荷積みする場合

埠頭又は栈橋等に設けられたローディングアーム等出荷設備の先端までとする。

ウ 製造所，一般取扱所に受け入れる場合

2(1)ア又はイによること。この場合，「第一バルブ等」は「第一バルブ」と読み替えるものであること。